

## 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 26 年 5 月 1 日から平成 28 年 4 月 30 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1：子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

・平成 26 年 5 月 希望者を対象に相談窓口担当者による育児休業・育児参加休暇規程等の説明会を実施する

目標 2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

・平成 26 年 5 月 従業員の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始  
・平成 26 年 5 月 制度の実施及び環境整備、従業員への周知

目標 3：子どもの出生時における育児休業・育児参加休暇の取得を促進する。

<対策>

・平成 26 年 5 月 従業員への周知・啓発の実施